

管理職手当に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和五年三月二十四日

徳島県人事委員会委員長

森

俊

明

管理職手当に関する規則の一部を改正する規則

管理職手当に関する規則（規則六 七五）の一部を次のように改正する。

別表第一教育委員会の項職の欄中「健康・食育推進幹」を「防災・健康食育推進幹」に改める。

附 則

この規則は、令和五年四月一日から施行する。